

自由党の危機

後 藤 靖

は し が き

明治十四年十月二十九日、わが国最初の民主主義政党である自由党が誕生した。その前年四十万名をかぞえる国会開設請願運動の発展的産物として、国会開設・地租軽減・条約改正の三大綱領をかかげて、この自由党は国民運動の先頭に立った。

にもかかわらず、わずか三年後の十七年十月二十九日には、解党を宣言し、民権運動の放棄を声明した。こうしてわが国最初のブルジョア革命は敗北した。

本稿は、この解党宣言がどの時点から準備されたかについて、党内事情に即しながら考えてみようと思う。主として取扱う時期は十七年三月の党大会前後である。

一

十六、七年の党内状況を考えるために、その背景となった当年の社会的状況から簡単に考察を進めよう。

農民闘争の進展

自由党の危機（後藤）

明治十四年以來の松方のデフレ政策は、十六年に至つて農村に深刻な影響を及ぼしはじめた。米価は急速に下落し、甚だしい地方では、十四年末に比べると十六末にはほとんど半値に近い状態となつた。それは地租を一層過重にした。しかもそれに加えて、壬午の変を契機とする軍備拡張によつて増税がおしつけられた。醸造税、煙草税、売薬税等民衆の生活に直接関係をもつ諸品税が一気にね上つた。そのため生活の急迫においつめられるのは貧農ばかりではなかつた。多くの中農や一部の小豪農層のなかからも没落するものが現れてきた。養蚕製糸業地帯では糸価が暴落したために、過半数が休業するという状態ができた（群馬県、長野県など）^①。生産しても直ぐ売らねばならないような小生産者は、糸価の騰貴する時まで販売を延ばすことができず、商人に豪農の買叩きにあつて、生産費すらつぐなえない。こうして多くの小生産者に中農層が養蚕、製糸業を放棄したばかりでなく、比較的大きな生産者にマニユファクチュアすら休業のやむなきに至つた。『興業意見』は、この状況を次のように述べている。「方今負債山の如く祖先伝来の不動産等売却するにあらざれば、之を負債の抵当と爲し、旧時の生活の地位も保つ能はざるもの最も多し。甚しきに至りては、草根を掘採して食料の資とするの惨況を見る。……農家は充分に肥料を入れるべきの力なきにより、収益も盛時の半に減じ、累年負債の爲めに売却したる田畑山林も之を償ふこと能はず、甚しきに至りては納租の道全く尽きて、挙村公売処分を受けんとするものあり」と。事実、大阪府大東郡雫尾畑村では、十七年始めには戸長以下全村が身代限り処分をうけた^②。地租滞納者は、全国で十四年四二四戸、十五年一、一七九戸、十六年六、七四九戸、十七年一六、七八四戸、十八年四六、六九二戸というように、まさにうなぎ上りにふえていった。それに応じて身代限りとなつたものが十七年には十四年の約四倍の二七、五二六戸に及んだ^③。

このように一部の豪農はマニユファクチュア・ブルジョアをふくめて、中・貧農層は急速に没落しつつあった。彼等の前途には希望の曙光はみえなかった。他方、こうした多数の農民層の没落を利用して、大豪農は高利貸的収奪を強行した。下山三郎氏は、小作地率を明治五年二八・九パーセント、十六年北海道・沖繩を除いた全国平均三五・五パーセント、十七年は三七パーセントと推計されている。^⑤これを地域的にみれば、大都市周辺（大阪・東京・埼玉・千葉・神奈川・兵庫・愛知）と裏日本水田単作地帯（秋田・新潟・富山・福井）という商業的農業または主穀の商品化の進んだ地帯では、小作地率は四〇〜五五パーセントの高さを示している。また東山養蚕地帯でも比較的の農民層の分解が進みつつあった。

ところで、この農民層の分解・没落がたんに、商品経済の発展に伴う必然的現象だということとどまらずに、デフレ政策と増税という政府の政治的措施によって促進されたところに、不穏な状況進展の要因があった。こういう状態のなから無気味な動きが各地にみえはじめる。

最初の兆候は、島根県八束郡にあらわれた。十五年四月四日、郡下各村の小作人三百人が一堂に会し口々に地主の苛酷を訴え合い、今後さらに多くの小作人をあつめて、小作料不払運動をおこすことを決定した。五日には千余人の小作人が集合し、郡長に小作料減米を訴えた。この運動はすでに前年の七月からつづけられており、その十二月には県庁に訴願したが容れられず、各村惣代聯合惣代を選んで告訴にも及んでいたのである。それも徒勞に終って、彼等に残された道は、小作人団結のうえて不払同盟を結成することであった。四日と五日の会合は、そのための布石であった。驚いた郡長は地主に小作料を減らすように呼びかけざるをえなかった。この一応の勝利は、すぐに県下各郡村に波及した。八月には因伯両国の小作人が不穏な行動に出ようとしている、と報ぜ

られている。^⑦

この年の十二月には福岡・島根・大分の諸県では米価下落の折だから、地租は現物で代納させよ、と要求して起った。^⑧

江州甲賀郡各村では、十五年の暮から小作人が小作料の減免を迫っていた。とくに夏見村では、十五年度分にかぎって一俵につき一升づつ減額しようと地主が譲歩したとき、小作人はわれわれの要求は本年かぎりのものでない、と突っぱねた。地主たちも硬化し、地主組合を作つて土地上げも止むを得ない、と強硬に出てきた。小作人は憤激した。十五年十二月には毎夜小作人集会が開かれ、耕作権の確立とか小作料減額に応じない間は小作料を支払わないことを決議し、その要求を戸長に提訴した。^⑨

同じような事態は福岡県下でも起っていた。ここではもつと深刻である。生葉郡の各村の小作総代は、十五年春に会合して、小作料不払を誓約した。ところが地主は、各小作人の各個撃破を行つたので、余儀なく納入する小作人がぼつぼつ現れた。十二月上旬、地主に屈服して延寿寺村の小作人が違約したとき、近村の小作人千四百人が直ちに延寿寺村におしよせ、その違約をなじつた。また年末に山北村に違反者が現れたときには、数千人がおしよせている。このとき、総代六人が拘引され、久留米警察署に護送が決定されるや、小作人二百余名は、その奪還のため吉井分署におしよせた。こうして不払を誓う小作人の団結はいよいよ固められた。彼等は得平社を結成し、各村の地主の各個撃破を開始し、十六年二月、ついに地主たちに小作料減額を約束させた。^⑩

これらのたたかいは、もはやこれまでの農民一揆とは質的に異つた性質をもっている。それは、あきらかに小作争議の内容をもち、地主・小作関係という新しい階級関係の萌芽に対応するたたかいであった。しかも、福

岡県では、やがては「東洋借地党を生ずるに至らんも知る可からず」(朝日新聞九月十二日)とさえいわれていた。

十五年は、こうして農村における深刻な新しい対立関係の芽生えの中に暮れた。

十六年は、まだトソの酔のさめない一月二十日、同じ福岡県筑後の御井郡で、五郎丸村他三ヶ村に小作人組合頭照社が産声をあげた。三名の委員をえらび、彼等に対する手当として一反につき一升を毎月出すことまで決定された。長期抗戦の覚悟をきめたのである。三名の委員はただちに、四村地主に対して、小作料減額を個別交渉すると声明した。地主たちは驚き、実力行使をうける以前に、減額を発表した。この勝利の報は直ちに他郡の知るところとなり、他郡もまたこれにならった。^⑩

三月十九日の「東京日々」は、樽井藤吉を生んだ大和宇智郡靈安寺村で「借地虚無党」創立の運動が起されている事を報じている。

それからのち、しばらくは全国的にみてやや平穏な時がすぎる。とはいえ、特記すべき大事件がないというだけで、不穏な空気が去ったわけでは決してない。自由党の地方支部も解体するところもあつたが、それ以上に地味な活動をより活潑にすすめる個所が多くなつた。この自由党の二つのありようは、のちにみるように基本的には没落しつつある農民の不穏な動向に関連しているのである。

十六年は平穏にすぎると見えた。だが、十一月に入つて千葉県と新潟県でその平穏は破られた。千葉県上殖生郡の和田村石橋市兵衛、寺養村黒川万蔵、土室村小倉良則外四名は「米価の非常に低落せし故にや中等以下の農民は頗る困難に陥り殆んど將に飢餓に至らんとするの状態」をみて、地租軽減要求運動をおこそうと協議し

た。彼等は直ちに村民の獲得に奔走し「統々賛成する者」をえた。勢を得て彼等はまず、県庁に対して請願運動を行った。これと同じ頃、新潟県下蒲原郡では、自由党員の河瀬村本間勝作・土淵村大塚自省らが中心になつて地租軽減の請願運動を行おうとしていると報じられた。この合法運動が進みつつあつたとき、群馬県では没落しつつある中・貧農層が蜂起しようとしていた。十二月四日、群馬県原目村・南勢多郡女屋村その他の村々では、減租をそれぞれ戸長役場に願ひ出た。ところが、にべもなく却下された。しかし、このときすでに勢多郡下淵村ではおよそ五百人の農民が集まつて、郡役所へおし出そうとしていたのである。驚いた警察分署では警官を動員して説論につとめ、ようやくその場をとりしずめた。ところが翌五日には佐位郡大胡在原野辺へ一千余人が集まつたと、「自由新聞」は報じている。残念ながら事態はこれ以上は不明である。ただつけ加えておかねばならぬことは、この地租軽減の請願運動は、自由党が力説してやまなかつた地租条例第六章の実施―地価百分の一―に相呼応するものであり、地方支部はこのラインにそつて実践にのりだした、ということである。この形の運動は、十七年に入つても各地で展開され、しばしば自由党の地方幹部によつて指導されている。地租軽減に関するかぎり、地方幹部―豪農黨員も一般農民層も共通の利害の上に立つていたという事ができる。

この十六年には、新しいたかひの兆がはじめていた。すなわち豆州田方、君沢両郡では、この年末「借金党などと唱えて徒党を結び、借金は総て無利息年賦にすべしとか、又は借り倒しになさんなどと無法の事をい立て騒ぎ」はじめた（朝野新聞）。この「借金党」は実に数千名を擁し、総代と代言人とが高利貸への談判に當つた。

十五年から十六年にかけての不穏な動きは、地域的にみて大きな特徴がみられる。一つは小作争議的性質のも

ので、それは西日本地帯に多くみられる。このたたかいの性格からみて、その地帯では明らかに寄生地主・小作関係が形成されはじめたことを示しているという事ができる。のちにみるように、十五・六年には関西以西の自由党はほとんど解体状態に入るのであるが、この大きな要因として、右のような新しい階級関係の発生を見落すことはできないと考える。勿論このことが唯一の要因ではないのではあるが、二は地租軽減運動を内容とするもので、これは東日本に多くみられる合法的なたたかいである。この運動はあきらかに自由党地方支部の日常闘争の一環をなすものであった。だが、東日本、とりわけ関東周辺においては、この時期に農民層の分解は急速に進みつつあった。この事態は、たたかいをいつまでも豪農と農民との同盟関係の上にたつ従来の運動の段階に止らせていようはずはなかった。このきざしは、豆州が暗示しており、実際に十七年に入るや、関東周辺の蠢動―騒擾の特色とさえなるに至るのである。

困民党・小作党

十七年に入るとともに、農民闘争は新しい様相を呈しはじめた。

三月二十六日の「郵便報知」は「先頃豆州の借金党として一千五百人程協同し、総代十人をえらび、諸処の貸附会社へ其負債を無利息十年賦にて返済せん事を申込みたれど、諸会社にては断然聞き入れざるより、借金党は日々此処彼処に集合し、穏かならぬ模様もあることとなりしが、地方の有志者は大に之を憂ひことなりしが、地方の有志者は大に之を憂ひ、双方を調和せんと百方尽力したるより会社方にも大に其事情を察し、負債者を区分し其全員の多寡に因り、元金を減少し又は利息を引下げ、或は永年賦にて勘弁することに略ぼ整ひたる由」と報じている。^⑩この事件は決して突発的なものではなかった。原口清氏の研究『静岡事件の社会的背景』により

ながら、その間の事情を追つてみよう。十六年の暮に、北伊豆に「貯蓄社」が組織された。この地帯では十二年頃から貸附会社が処々にあらわれ、没落の危機に立たされた小豪農以下の人々は、そこから借金せざるをえなくなっていた。次第に利子もかさみ、そのうえ窮乏はひどくなつて返済の見とおしはつかなかつた。高利貸は、その返済を迫る。そこで負債者は、「各村一致協力して元金割済の旨を債主即ち各社へ訴へ」ようと動き出した。十六年の末のことである。負債者たちは、無利息十ヶ年賦で返金する方針で、毎月若干の金をつみたてて申合わせた。それが「貯蓄社」である。これに千五・六百人が加入した。これは、その趣旨からみてともかく返済する心構えをもつ穩健な組織であつた。だが、この前後、君沢郡江間村では十七年正月に、小作人六十余人が地主にたいして小作料を半減するか、金を貸すか、という要求をつきつけ、駿東郡大岡村でも二月一日小作人三百余人が十人の地主に向つて小作料減免を迫っていた。その二十九日には、田方郡北条村の貧農たちが、鋤・鎌をもつて、同じ要求をかかげて県会に訴えようとする動きが起つた。こうした動きは、北伊豆一帯に拡がってきた。さきの「郵便報知」は、このような不穩を集約したものである。ともかく借金党または貧民党とよばれる農民の組織が現われはじめ、借金問題と小作問題とがおり重なつて深刻な様相をおびはじめた。

豆州がそういう状態に進んでいたとき、三月十六日の夜に神奈川県大住定柄上兩郡でも蠢動がはじまつた。この日、大住郡井ノ口村外数村・足柄上郡赤田村外数村の貧民およそ百名が、土屋村七国峠に集まつた。事は洵綾郡一色村の高利貸露木卯三郎に対する借金返済方法についてであつた。二十九日には大住郡吉蔭村外七村の貧農数十人が大神村八幡下を集つた。それは、戸田村の小塩八郎右衛門からの負債返済方法を協議するためである。露木に対する問題は、高生郡吉岡村でもおこつていた。五月十七日、露木はついに洵綾郡山下村の農民たちのい

かりの刃にかかつて死んだ。これを契機として、大住郡、受甲郡、高野郡で返済延期を要求する動きは、いよいよ激しさを加えた。八月にはその総決算ともいふべき段階がきた。八月三日、南多摩郡高ヶ坂村外数村の貧民三百人が、蓑笠に身をかため、箆・竹切をもつて御殿峠に屯集した。問題は、借金の満五ヶ年据置き五ヶ年賦支払、質地および売地を五ヶ年賦で買戻すことを高利貸に迫ることである。彼らは話し合いがつかなければ、打こわしも辞さないと強硬な腹をきめた。そのための箆であり、竹切であったのである。この不穏はすぐに八王子署に達し、三十名の警官が出動して、解散させられた。だが、彼らは決してあきらめたのではない。五日には同所に五百人が集合した。これも警官によって解散を命じられた。七日にも同じ事態がおこった。小さきみながら続けられたこれらの動きは、十日になつて奔流の勢で展開した。この日朝から貧民と県会議員、旧戸長等とを交えた千四・五百人が竹槍・蓑笠をおしたつて御殿峠に氣勢をあげた。彼等は近在の豪農にたき出しをさせ、これから八王子の貸附会社へ前期の諸要求をかかけて押し出そうという。そこへ八王子署から、ほほ四十名の警官が出動し、解散を迫った。農民はその命令に承服せず、両者対峙のまま夜に入った。千人あまりの疲労しきつた農民たちは、それぞれの村から代表者を残して帰途についた。残つた代表者三百人は、まだ頑強に解散命令を拒否しつづけた⁽¹⁹⁾。その人々は「博徒・破落漢・代書人・旧戸長等をはじめ人民を誘導した」者である、と「朝野新聞」は書いている。ついに警察側は、十一日の早朝、これら三百余人を八王子署へ拘引し、穏便にかけ合つたらどうかと説諭した。彼等は納得し、釈放された。だが、この代表たちは穏便とみせかけてどう有利に交渉するかを鳩首協議はじめた。彼等は五・六人づつが一同となつて波状攻撃をかける巧妙な戦法をあみだした。釈放直後からこの戦法は実践に移された。債主たちは全くろうばいし「土蔵の目塗をなし、家財を片付け、家族を携へて遠方

の親類へ逃行くもあり、又家に在るも私一人の事ならねば債主一同の協議を経たる上ならでは返答しがたい」と逃げをうった。農民代表は、このたたかいは持続的に有利に展開するため「闘争本部」を高尾山におき、毎日八王子の高利貸のもとに交渉委員を出すという体制をとった。これは、警察側の意表をついた巧妙な合法的闘争形態であった。この運動には、高坐郡からも都筑郡からも参加していた。八月十四日には津久井郡農民が合流する動きを示し、八月二十日から二十三日にかけて西多摩郡の各村で小規模ではあるが独自の運動を開始した。二十五日には高坐郡、南多摩郡・都筑郡・倉諸郡の農民が高坐郡橋本村に、二十六日には津久井郡各村農民が三井寺に九月五日には南多摩郡川口村に同郡下各村民に北多摩、西多摩両郡の農民が合流して、それぞれ警察へ「負債弁償延期」の仲介を要求しておしよせた。^⑩ こうした困民党の動きは十月末まで断続的につづけられ、くり返された。このたたかいのなから、十六年末から十七年五月までにかけて、この県下では確実に五十二名の自由党員が増加した。とりわけ、その先鞭をつけた南多摩郡では二十五名が入党している。^⑪ この事態は、困民党のたかいのなかでできたえられ、問題の解決はもはや政治的運動にまで展開しなければならぬと考えはじめた没落農民の政治的成長の姿であった。

神奈川県の困民党のはしりがみえはじめたころ、磐城平でも借金五十ヶ年賦を要求する借金党が、三月末から四月にかけて動いていた。^⑫

はじめて借金党という呼び名をつけて動き出した豆州では、農繁期の間は静かだった。ところがそれが過ぎた七月末、こんどは城東・志太・佐野・山名・榛原・豊田各郡の借金農数百人が、城東郡法多の小笠山に集まって銀行・貸附会社に利子を下げさせるよう県庁に請願することを協議した。城東郡では、これ以前すでに小作料輕

減を要求する運動もはじまっていた。だが、県庁にたいする請願は却下されてしまった。八月に入ると榛原郡静波銀行の入口には、数回にわたって焼払うという脅迫のビラがはられた。この頃各郡では、銀行・高利貸にたいする借金十五ヶ年賦の嘆願書の署名運動が進められていた。君沢郡古奈村では、古奈村殖産会社にたいする反抗が、ついに重役襲撃事件にまで発展した。このように、遠州・西駿地方がもつばら請願という穏便なたたかいを進めているとき、^⑤豆州借金党は暴動の傾向さえ帯びはじめたのである。

十七年の初頭から発生しはじめた困民党および諸事件が、その七八月頃には農民闘争を劃期づけるほどの規模と意義をもちはじめた。

二 自由党

福島事件は、政府にたいしても、さらに自由党内部にたいしてもきわめて深刻なショックを与えた。

政 府

政府のおどろきは、かつての国会開設請願運動のときよりも、より深刻であった。

十五年十二月七日、岩倉具視は大政大臣三条実美に「府県会中止意見書」を提出した。彼は、民権論者が「口弁紙筆を利器として百万無智の人民を煽動」し、いまやその勢は「猖獗」をきわめ、ひたすら政府に「抗敵し施政の障碍」となりつつある、まさに「フランス革命の前時といえども、おそらくは此の形勢を距る甚だ遠からざるべし」と恐れながら次のようにいう。西南戦争の翌年から地方自治を確立するために府県会を設立したが、この目的とちがって、いまやそれは政府に抗敵する機関となってしまうた。だから府県会を中止し、「窮困不平の

士族を馴撫し、兼て豪農巨商等以上有為の力ある者」を政府側にひきつけるような政策を改めてとるべきである。それには勸業院を設立し、不平士族や民権派豪農の経済的要求をみたしてやる政策をとるべきであろう。いま一つは、これと平行しながら、内外の憂慮にそなえ、陸海軍および警察の「勢威」を拡充し、「凜然として下に臨み民心をして戦慄する所あらしむ」るような方針を確立する必要がある。^⑧ 岩倉の意見は大要右のようなものである。

岩倉の意見は、全面的には受入れられはしなかつたが、その基本方針は充分に政策のなかにとり入れられた。まず、軍備拡充政策は、壬午の変を契機として強行されはじめていた。岩倉自身すでに早く、九月にその方針を閣議に持ち出し、十一月二十四日には裁可されている。その財政的裏付けは、租税増徴によることも決定ずみのものである。

増税による軍備拡張は、民衆の反対闘争に必然的に当面せざるをえない。いわんや、十三年府県土木費やその他の公共施設費が中央財政から地方財政に移管され、中央政府の下命するこれら公共事業をおしすすめてゆくために、デフレ下の農民は税金攻勢のまえに苦吟している。しかも、荒凶にそなえての「備荒儲蓄法」（十三年）は布告以来、地租にプラス十分の一という事実上の増税だとして府県会闘争の大きな眼目となつて、なおひきつづいて問題になっている。そのうえに軍備拡張が重なれば、いつ福島県会的闘争が全国的に爆発するかもしれないのである。

こういう状況のなかで、府県会を中止することは、いつそう民権派の憤激に油をそそぐようなものである。そこで政府は、これにかえてあいついで二つの法令を發布した。一つは十二月十二日の請願規則である。この規則

は、すべての請願を戸長郡区長↓府県知事↓主務卿↓太政官という行政系統に順じた複雑な手順をふむことを規定し、事実上、政府にたいするいつさいの請願を封殺しようとするものであった。もしその請願文中に政府および官吏にたいして「侮辱誹謗」するような言葉を使つてあれば一切受理せず、しかもなおあえて官吏に抗議しようとしたものは十一日以上一年以下の軽禁固に処すと定めた。この二つの条項についての判断は、いうまでもなく政府官僚の主観と恣意にゆだねられる。この請願規則は、これまでにない苛酷な弾圧法規である。さらに十二月二十八日には、各府県会議員の聯合集会および往復通信を禁止する法令が出された。それは各府県会を孤立・分散させ、反政府派の勢力をよわめることをねらつていた。だから、岩倉の「中止意見書」よりも、もつと巧妙な府県会弾圧政策であつた、といえるのである。

こうして民権派豪農たちのたたかひの場を分裂させたりえで、さらに民権派全体の言論抑圧の法令を布告した。十六年四月十六日の新聞紙条例の改正がそれである。

その第七条には「公権を停止せられ及演説を禁止せられたる者」は社主・編輯人・印刷人となることを禁止し、また十八条には、新聞記事については前記の人々の連帯責任をおわせ、とくに「政体を変壞し朝憲を紊乱せんとするの論説を記載した」場合には一年以上三年以下の体刑を課す(三十七条)ことを宣言した。また三十四条では、軍隊にかんしては陸海軍卿が、外交問題については外務卿がその記載を禁ずることができると規定したことを忘れてはなるまい。

言論も政治行動も、こうしてがんじがらめの状況に追いこもうとした。事実、これまで戦鬪的民権誌として声名をはせた「近事評論」、「中外政党政談」、「政海志叢」その他の発刊停止が命じられ、地方新聞の多くが葬むら

れてしまった。

脱 落 者

十六年三月に大阪・兵庫・京都という近畿一带に多くの支持者をもっていた大阪立憲政党が解党した。それは当年の自由党員の脱落傾向のはげしさを象徴している。十六年半ばには解散した自由党支部は十三、改進黨支部は十五、この両党の別働隊としての色彩をもつもの四が姿を消した。とくにこの状況は関西一带をおおう特色であった。

自由党内部にかぎっていえば、党員のすべてが死をとして自由民権をたたかいとろうと決心していた者はかりではなかった。地租軽減をのみ念じたり、国会開設のあかつきには代議士に打って出ようと考えて自由党に加盟した者も多かった。とりわけ大豪農といわれる階層にはそういう考えをもつ人々が多かった。

ところが、現実の政治的状況は、彼等の希望とは異った方向を示しはじめた。関西以西では小作争議的性格をおびた農民闘争が拡がり、党内にも福島自由党にみられるような急進主義が擡頭しつつあった。この二つの動向は、松方デフレ政策の進行に伴う農民層の分解かはげしくなるにつれて、いよいよ拡張するであろうことは容易に想像することができた。地主に上昇する大豪農は、ひしひしと農民の攻撃を身に感じはじめたであろう。しかも他方、政府の抑圧政策はきわめて露骨となり、民権運動の前にも微動だにしない体制をとりはじめている。こうした政治的状況のなかで、多くの豪農党員は脱落しはじめた。友党と多くの党支部の解体はその必然的帰結というべきであろう。

自由党の結党以来、関西以西ではみるべき活動はおこなわれてはいなかった。各新聞記事でみられるかぎりに

おいても、山陽道では岡山の山陽自由党と山口県の大先憂社がわずかに地租軽減運動を行っていることが知られるだけである。十五年五月の植木枝盛や小原鉄臣の指導した酒屋会議にすら山陽道、九州の代表者を見出すことはできない。こうした党活動の皆無的な状態が『自由党员名簿』にも十五年以来岡山の五名をのぞいて入党者が全く見出せない状況を生み出したのである。

こうして、関西以西では、寄生地主に上昇しようとする大豪農と没落にひんした耕作農民とを一つの政治勢力として同盟させる媒介者は存在しなくなり、民権運動全体に早くも大きな裂目を生じはじめた。

脱落傾向は、なにも関西以西にのみかぎったことではなかった。東日本においてもこの傾向は進みつつあった。たとえば、信州南部一帯にはじめて民権思想を移植した深山自由新聞は、十五年一月発刊され、何の弾圧も受けなかったにもかかわらず十六年の半ばには廃刊された。その廃刊は、同時に「学あり識あり且つ財に富裕なる」豪農党员の脱落でもあった。山梨県民権運動を担った峡中改進黨の解体もほぼ時期を同じうしている。

テロリズム

福島事件がもたらした党内情勢は、たんに脱落傾向だけではなかった。少壮党员は、政府の弾圧に憤怒して、政府頭官の暗殺を考えはじめていた。

テロルの傾向は、党首板垣の足もとから発生しつつあった。

愚直の党首板垣が、後藤象二郎とともに切迫した国内情勢をほったらかしにして、井上毅の仲介で三井から得た資金をもとにしてヨーロッパに旅立った。十五年十一月のことである。この外遊をめぐる反対論者には二つの派があった。馬場辰猪Ⅱ大石正己Ⅱ末広重恭と立志社少壮党员である。その反対は、党首を欠いて党はどうして

前進することができるか、という正論に立っていた。板垣派は、馬場を除名し、大石・末広の脱党をかん告した。立志社少壮は、一旦は片岡健吉・谷重喜ら立志社幹部に説得されて、反対論を引込めた。

だが、立志社少壮連の不満は完全に消え去ってはいなかった。板垣の出発直後に、福島事件は起った。この時から立志社少壮党员の間には複雑な空気がただよいはじめた。党幹部にたいする非難の目はいよいよわけわくなくなってきた。彼等は、ついに所期の目的を達するには、政府顛覆以後に道はなく、その最良の方法は顯官の暗殺だ、となえはじめた。その中心的人物は、児島稔や坂本南海男である。彼等は、そう叫んで片岡や谷に迫った。板垣の意を受ける片岡らは、必死に立志社少壮のこの恐るべき傾向を抑圧しにかかった。たしかにそれは立志社少壮党员にはききめがあつた。

だが、こうしたテロリズムは、すでに福島自由党には事件の進行のなかで生れていたし、各地の壮士の中にも浸透しはじめていたのである。とくに、十六年四月、福島事件予審終了で釈放された福島党员をかこむ慰労会がもよおされたときから、福島地方少壮党员の間にはもうどうすることもできないほど強烈なテロリズムが支配しはじめた。彼等の当面の敵は、福島自由党を血祭にあげた三島通庸であつた。それは、あきらかに福島事件の弔合戦の意味をもっている。しかも、この方略は次第に関東にも北陸にもひろがる傾向を示しはじめた。

これらテロリストは、テロリズムが大衆運動にとつて邪道だというようなことは思い及ばなかった。顯官の暗殺がどんなに政治的意図のうえでなされたものであるにせよ、結局は専制政府にたいしてより強力な軍事力の組織の契機を与えることを判断する余裕さえもたなかった。脚下の革命的大衆の組織を忘れたこれらのテロリストは、どうみても革命的小ブルジョア・インテリゲンチヤの悪しきはね上りから脱脚してはいなかった。^④

党中央

政府の弾圧強行策・農民闘争の激化——この二つに挾撃された脱党傾向とテロル化という複雑な状況のなかで、党中央部はどうしていたか。

板垣・後藤という二人の領袖をかいだ自由党は、複雑な党内状勢を一本にまとめるだけの有力な幹部をいまはもっていないかった。そういうなかで十六年四月二十三日の定期大会を迎えねばならなかった。その大会は、あきらかに土佐派の独裁を否定するカンパニアとなった。新任の幹部会の顔ぶれをみると——吉原次郎八(千葉)、山腹悦郎(兵庫)、三宅秀夫(徳島)、堀越寛介(埼玉)、内藤魯一(愛知)、鶴飼節郎(岩手)、鈴木舎定(同上)、村松文次郎(新潟)、石坂昌孝(神奈川)、吉野泰三(同上)、新井章吾(栃木)、星享(東京)という人々が新しく選出されている。この動きは、在地党の活躍を背景とする発言力の強さを示しているといえることができる。このほかひきつづいて大井憲太郎や植木枝盛というかならずしも板垣・後藤に直結しない人たちが、幹部会に名をつらねている。この幹部会で、有力な発言権をもつものとして脚光をあびるのは、おそらく大井や植木の結党以来の中心人物と入党したばかりでありながら党に巨額の資金を供出している星享の三人であろう。

この幹部会に課せられた大問題は、党論を一本にまとめる上であることであつた。そのためには、迫りくるテロリストを抑圧しなければならぬ。党大会で突如として持出された「偽党撲滅」論はそのための重要な布石であつた。改進黨を政府と裏面で取引する「偽党」とのしり、これを「撲滅」すべきであるというとき、それがわが自由党こそ民主主義政党として純粹であるという自己宣伝を日さすものであつた。そして当面の敵対物を改進黨と規定することによって、テロリストがめざす頭官暗殺から黨員の目をそらす意味をもたされていた。

この方針は、おそらくは板垣∥後藤の息のかかった土佐派幹部谷重喜・西山志澄らと星・植木との妥協の上に打出されたもの、とする下山氏の卓説にわたしも同意する。

この「偽党撲滅」という新しい方針は、決して全党員の結束をかためるに足るものではなかった。脱党傾向はいぜんとして引続き、テロルの傾向も拡張の一途をたどっていた。

解党論

そういうさなかの十六年六月二十二日、板垣は後藤を帯同してヨーロッパから帰ってきた。板垣にとつてこの半年間のブランクは、たんに時間の問題ではなかった。彼が出発したあとの党内状況は、すっかりとつていほど変っていた。それだけに、この半年のブランクは到底埋められそうにもなく、旧態へ引戻すことも不可能な事態なのである。

板垣の目にうつったものは、関西以西の友党および支部の壊滅的状况であり、福島を中心とするテロリズムの台頭であった。かてて加えて、党幹部会が土佐派の独占的状态から、反土佐派勢力、わけても党活動の活潑な東日本出身の多くの気鋭な人々のものとさえなりつつあった。もはや、党を私党化し、明治二十三年を坐して待つ合法主義に局限しようとしても不可能と思われる事態に進んでいる。

板垣は、全く自信を失ったかのように、解党論をとなえはじめた^②。それには、彼が実際にみた一八八〇年代のフランスが、フランス革命史で知った若々しい革命と建設の情熱にもえたそれではなく、第三共和制の確立したばかりの安定期であったこと、したがって比較的平穏な社会的・政治的状况が議会にも反映していたことを忘れてはなるまい。だから、彼は帰朝演説のなかでいっているように、フランスの「政治社会は大に進歩せず」これ

に対して「我国の状態は全く歐洲に反対し、生活社会は頗る低度にあるも、政治社会は寧ろ進歩したるもの」と受取つたのである。板垣が「政治社会の進歩」をヨーロッパ以上のものというとき、そこにはもはや政治運動は必要でなく、それよりも「生治社会」をゆたかにするための方策をとるべきだとする転進輪がひめられている。こうして彼はヨーロッパ遊学中にすでに政治運動の放棄を考え、そのうえに日本の「政治社会」の実態をみたとき解党論を前面におしだしたとみることができるところである。

ともあれ、彼は、日本の「政治社会」をみすてるかのように、八月十五日帰郷の途について「反自由党系新聞が一せいに「板垣の帰郷は自由党の共に謀るに足るべからざるを看て退隠せるなり」と書き立てたとき、それは中傷の域を出て事態の真相を適格にとらえたものといふことができる。十月二十七日の土陽新聞は、それを裏書きするかのようになり、板垣の解党論を堂々とかかげた。

幹部会の妥協

板垣の解党論は、彼が党首であつてみれば、その及ぼす影響ははかりしれないものがあつた。党幹部会としては、何とかしてこれをくい止めねばなるまい。

板垣の帰郷の直前、幹部会が召集された。おそらくその会では「解党論」が取上げられたであらう。そして板垣自身、それを一時引込めたと思われる。だからこそ、党本部たる寧靜館は、幹部一同の賛成を得て八月中旬に十萬円の党資金募集を決定したのであらう。

ところで、解党論に代る党資金募集の決定は、それだからこそ複雑な意味をふくんでいる、といわねばならぬ。わたしは、下山三郎氏とともに次のように推測する。まず、この決定は、板垣と後藤の土佐派からではなく

十六年四月定期大会で新任された幹部の間とりわけ星亨から提案され、止むなく土佐派ものんだもの、と思う。おそらく土佐派には、板垣の解党論を前にして、積極的な党勢拡張は考えられなかったであろう。ところで、この資金はなんのために必要なのか。それは当年の年間党務費数千円という段階から判断すれば、あきらかに坐して明治二十三年を迎えるに充分な額である。とすれば、板垣ののぞむ穩健合法な自由党として党を維持するねらいであった。とともに、資金募集を通じて、脱落した豪農黨員を再び党にひきもどし、その勢力による党秩序の維持をめざす方略であった、としか思われない。

この決定と同時に、党幹部会は今後の運動方針として地租軽減および増税反対を打出している。これらの諸方針は、十一月の秋季定期大会によって、いよいよ実践に移されることとなった。

星 亨

ところで、板垣の外遊中に、まさに躍り出たという感さえいだかせる星亨について一言しておこう。

彼の入党は十五年十月のことである。入党直後、彼は党財政をあくかるといふ樞要の地位についた。新入党員としては、彼が土佐派の圏外に立っていたところから、まさに異例の事態に属している。入党したばかりの彼は板垣、後藤や大井、宮部とともに、党寄附金募集に参劃し、五ヶ年分千円をボンと投げ出した。党財政のひっぱくしたなかで、その行為は発言力を不動のものとするのに役立つた。板垣、後藤なきのち、彼が党の実収をにぎるのもそこに一因があったらう。

ところで、彼の抱懐する思想は、彼が編述した『国会要覧』（明治十九年）に要約的に示されている。彼は、本書のなかで、国会は「民人の知識徳性を養成し、以て其幸福を増進せしむる」ものであるから、その目的にそ

ような国会を設立すべきであるという。そのためには、一局議院、普通選挙(婦人もふくむ)でなければならぬ。君主は、国会の議決した議案を脚下する権限をもつが、それは非常の場合に限り、かつ国会で再議したうえでなお可決されたときは容認しなければならない、という。

こうして、彼の国会論は、全く植木枝盛のそれと同一のものである。²⁸⁾十五・十六年における彼自身の考え方はおそらく十九年のそれと同じものであった、とみることができよう。だからこそ、彼は板垣の解党論と対決しながら、より合理的な国会開設をめざしての運動を主張したと思われる。

三 嵐 の 前

一部下部党員のテロリスト化を前にして、党幹部会はまだ一致して脱落党員の再組織化と合法的運動方針を出しうるほどの共通性をもっていた。だが、十七年に入るとともに、社会的情況は大きくかわった。とりわけ、日本の各地に困民¹¹借金党あるいは小作党といわれる農民闘争が展開するにつれて、その景況は徐々にではあるが党内にも反映しはじめた。

東日本の自由党

十六年十一月の臨時大会で、全党的に取組むことを決定された資金募集と地租・諸税軽減運動は、西日本の一部たとえば高知・岡山をのぞけば、東日本でのみ積極的に展開されはじめた。

すでに臨時大会そのものの出席状況を調べてみても、党首板垣、片岡健吉、ほか徳島二、大阪一、岡山一名をのぞけば、八十二名のうち七十六名はみな東日本自由党所属のものばかりであった。その内訳は、栃木二十八、

茨城七、千葉八、群馬六、山梨・秋田・新潟各三、長野二、福島・岩手・静岡・福井・富山・横浜各一、東京八名である。この出席状況は、あきらかに党活動の拠点が、いまや東日本とりわけ関東一円にうつりつつあることを示している。それは、党決定の寄附金額をとつてみても明らかであろう。『自由党史』のあげるその実績は、神奈川県六千三百三十円、栃木県五千二百六円、茨城県五百五十円となっている。資料の散逸を考慮に入れて、上記三県以外で募金が行われたであろうと思われる地帯は、関東、東海、東山、北陸、東北の諸道と高知・岡山ぐらゐである。

ところで、関東自由党の活動は――。十七年に入るとともに、地租軽減・増税反対運動が在地黨員を中心に積極化する。そのいくつかの例はすでにあげた。茨城県では学術研究会が各郡に組織され、資料的に明らかにすることができただけでも、水戸の講習学会（二十余名）、豊田郡宗道村の法律研究所（五十余名）、治新郡瓦谷村の致道社（二十余名）、北相馬郡管生村の教育拡充社（二十余名）、西茨城郡笠間町の研究会（二十余名）、行方郡潮来村の研法社（三十余名）、同郡吉川村の研究会（三十余名）の七つが、十六年末から十七年にかけて誕生した^④。これらの研究会は、たとえば関戸覚蔵の研法社のように、現行法令の研究だけでなく、フランス革命史やルソーの思想を講述し、民権思想の昂揚をめざすものであった。これらの会員は、地方自由党の中堅として、民衆の啓蒙と組織にのりだした。同じような事態は、群馬でも埼玉でも栃木でもみられるようである。

党勢の拡大

東日本自由党の地味な大衆組織活動は多くの成果をもたらした。

佐藤誠郎氏の『自由党员名簿』の分析によると、十六年十月と十七年五月の二つの時点における新入党員は、五百余人といわれている。けれどもその入党者名簿は、「自由新聞」その他中央の新聞に現われたかぎりのものであり、諸地方における入党者はそれをはるかに上廻っていた。たとえば、のちにみる飯田自由党、愛国正理社だけをとりてみても、この時期に二千人にのぼる新入党員をみている。^⑤

ところで、この党勢拡大を前記『党员名簿』によつて検討すれば、その入党者の大部分は、関東、北信、甲州に分布している。すなわち神奈川県五十二、埼玉県三十三、千葉県四十七、茨城県三十七、栃木県五十五、群馬県八十四、長野県八十二、山梨県二十六といった具合である。その関東でも、神奈川県では南・北多摩郡三十五、埼玉県では秩父郡二十一、茨城県では真壁郡十一、新治郡四、栃木県では下都賀郡三十一、群馬県では南・北甘楽郡五十八というように、活動の活潑さと比例している。これらの諸郡こそ、ほかならぬ困民・小作党の中心的舞台なのである。

同じことは北信埴科郡についても実証できる。十七年二月二十七日の「自由新聞」は、勝山孝三の出獄慰労会をきっかけに、栗佐村、屋代町、雨宮村、川内村民たち四十名が集団的に入党した、と書いている。^⑥これらの農民たちは、十七年半ばからの困民党運動の指導者でもあった。

革命的民主主義派

関東自由党の中心的指導者は、いうまでもなく大井憲太郎であった。彼は、十六年十一月の臨時大会の決議を忠実に実践するために、関東地方をこまめに歩いた。とりわけ、十七年二月秩父の遊説は特筆さるべきほどの成果をあげた。彼が秩父にやってくるまで、秩父自由党はわずかに五名をかぞえるに過ぎなかつた。ところが、彼

の遊説を契機として秩父自由党は一気に三十名をこえる党に成長した。それにはそれだけの理由があった。

大井は、板垣の解党論には無論のこと、植木 \parallel 星の妥協的戦術にもすでにあきたりなくなっていた。脚下の農民たちが、困民党、小作党を結んで土地革命を要求したとき、これを無視して革命運動をすすめることがあまりであることを語った。秩父遊説は、すでに秩父農民が郡役所に借年賦償還の請願をはじめつつあった時点であつてみれば、彼自身の大転換の契機ともなつたであらう。党は、いまや没落しつつある耕作農民の要求をふまえ、彼等を組織したうえで運動を展開すべきである——大井がそう考えたとき、はじめて秩父山間の農民は大井の遊説に奮起し「貴党の目的を信じ入党致し度」とふみ切つた、思われる。

そのような自己否定 \parallel 発展は、大井だけではなかつた。密偵は関東決死派の名のもとに、茨城県の仙波兵庫、磯山清兵衛、窪谷国五郎、館野芳之助、富松正安、藤田壮之助、尼子某、野上球平、群馬県の吉田文蔵、深沢寛一郎、山崎重五郎、南関三、久野初太郎、新井総三郎、長坂八郎、清水永三郎、岩井丑五郎、千葉県の佐久間亮茂、石井代二、君塚省三、川名七郎、福島県の関根庄五郎、党中央の大井憲太郎、宮部襄、斎藤壬生夫をあげている^⑧。これらの人々のすべてではないにしても、ほとんどの人々はたしかに大井的立場に近く、緊密な連けいを保つていた。彼等が、党をどのような方向にもつて行こうとしていたかは、のちに述べるであらう。

当面、わたしは大井的ありようを適切に規定しておかねばならない。

大井の考え方は、後年の作であるけれども、彼が大阪事件の首領として投獄されるときに書いた『時事要論』（十九年十一月刊）に示されている。彼は、貧富の懸隔がいよいよはげしくなっている現状において、「志士仁人」たる者「いづくぞ袖手傍観して其救治法をおもんはからざるを得んや」として、次のようにいう。貧富

懸隔をなくすためには「毎戸平均に耕地を保有せしめ、典売を禁じて永世の資産と為さしめる」ことである。彼のいう「典売」禁止は、土地はあくまで「社会の公共財産」であるから各農民は「保有」することはできても「所有権を得べき理なき」ため、という考え方にもとづいている。だから、彼にあっては、土地国有論であるとさえいえることができる。

こうして大井の考え方は、土地問題について一顧だに与えなかつた星や植木とは本質的ながいであるといふことができる。

土地革命を根底にすえたブルジョア革命論こそ革命的民主主義とよぶならば、まさに大井派が当年の日本における唯一のものであつた。

ともあれ、この革命的民主主義派は、下部大衆の憤激をどう政治的に組織するかを考え、実践しはじめていた。それは、同時に党中央のいたずらな穩健にして合決的運動に対決しながら進んでゆく。

この時点には、いま一つの急進派たるテロリスト・グループ（福島と栃木）が合流し、もつぱら頭官暗殺のための爆弾製造に没頭しはじめていた。

党 中 央

没落しつつある耕作農民⇨困民・小作党の指導の人々を自由党にひき入れ、土地革命を基本にすえて自由民権をたたかいたろうとする革命的民主主義派は、おそくとも十七年の三月には頭角をあらわしていた。密偵報告書『自由党の政略及内情』は、三月に大井・宮部・斎藤が「各地方の決死派を東京に集合し、名地の計画を約して解散した」と伝えている。『自由党史』や『東陞民権史』が、「明年一月を期し」て、「一大動乱」を関東各地自

由党が默契したのもこの頃である、と書いているのと符合する。この「計画」がどこまで真实性があるかについては、今後究明すべきところであるが、おそらくはこう書かれるような情勢と条件は存在したということができよう。

革命的民主主義とよばれる一派が党内に、しかも幹部会のなかに生れ出たとき、党中央部とりわけ板垣||後藤の土佐派や星||植木の一派はどういう対応を示したのであろうか。

星と板垣の二派が妥協して打出した党の方針は、すでに述べたように地租軽減という合法的請願運動をもり上げつつ、脱落した黨員を再組織することであった。この方針は、あくまで党の合法的維持を目ざす穏健な||妥協主義的性格のものである。大乗的見地からいえば、福島事件以後の政府の弾圧政策に対決してたたかいをおしすすめて行くためには、地租軽減という経済的闘争に焦点をさぼるのではなく、むしろ星や植木によって構想されている国会論をさらに共和制か立憲君主制かの国家論にまで展開させつつ政治路線を明確にさせておかねばならなかったはずである。地租問題にたたかいの課題を局限したとき、それは、かつてヨーロッパから帰ったばかりの板垣がいった「政治社会」の進歩をめざすのではなく、「生治社会」の向上を要求すべきだという方針にそったものであった。

こうした党中央の態度は、ますます政治的たたかいの場から退身してゆく基抵ともなっている。

十六年十二月の徴兵令改正は、合法的徴兵忌避に終止符を打とうとするものであったが、「自由新聞」はこの改正が「其役に服するの義務ある者は特に十七才より四十才までに限り、他は皆如何なる国家の急変あるも防国務の義に服することなしとすれば……我が国家を護するの備において其猶薄弱を感ずるの憂なきに非ざるが如し」

として、徴兵令の改悪を希望する。この徴兵令批判は、民衆が明治初年以來、ようやく成年に達した家族労働力を無償で徴収され、したがって農業労働力の減退を来すことをうれいながら徴兵制反対をたたかってきたのとは、異つた次元に立っている。つまり、党中央の批判は、かつて士族民権段階でいわれた国家の危急にさいしては民権伸張の要求はふりすてて政府に協力すべきだ、という次元でなされているといわねばならない。この立場に立っているからこそ、十七年三月の新地租条令で旧地租条令中の第六章——雑品税が二百万をこえるときは地租は地価の百分の一とする——の撤廃を決定したとき、「自由新聞」は軍拡の必要のまえには至当のことだとして賛意を表したのである。

さらに三月十四日、党定期大会の翌日に「自由新聞」は「苦楽論」をかかげて、政治的立場を鮮明にした。「抑も上意下情を疏通する事尙ほ未だ全具せざる」理由はどこにあるか、と問いながら次のように述べる。「我々人民の未だ大いに智徳を長せず、随て権利を伸ぶる能はず卑屈に安んじ、従順になれて人民自ら政府と遠ざかり、因て上下の懸隔を致し」ていることにある。或論者は、その理由を「国会を欠い」ている点に求めているが、そういう見方は「見識の浅薄」さを示すものである。「智徳を長ぜ」ないがゆえに、いまもって「立憲政体の美を審かにする能はず、徒に旧慣に泥む」という態度が現われるといわねばならない。欧米と比肩するためには、人民は貧富にかかわらず租税を納めて政府の諸政策に協力すべきであるのに、「僅かに八千万円に満たざるの租税を納むる事をも容易なりとする能わずして、ややもすれば頭肥尾瘠の状を露はさんとする」ような間違つた態度をとっている。それはまさに「志操の軟弱」な証拠である、と。民権運動を一慣する政治的立場は、いうまでもなく専制政府の無暴な諸政策に対決し、それを通して国会開設をたたかいたことであつた。そのためにこそ、あの

明治七年という早い時期以来、さまざまな弱さと限界とを露呈しながらも、自由民権を伸張し、人民の政治的自由を確立するために国会を開設せよ、と要求し通してきたのである。それに対する明治政府の一貫した反対論拠は、人智未開の現況において国会開設は尙早だというのであった。民権派は、その論拠を根底から打ちくだくために生命を賭してたたかってきた。そしてその方向は、いまなお多くの地方自由党員の胸の底に生きつづけている。この段階にあつて、手のひらをかえたような論理が党首脳部の間から、しかも権威ある機関紙上で展開されている!!「頭肥尾瘠の壮」とは、まさに蜂起を「来り迫りつつある」急進的党員に水をさす言葉なのだ。

たたかひの理論は、すでにつめたいむくろになつてしまつた。たたかひを放棄した党幹部―板垣―後藤の土佐派、星―植木のラインが、どんなに自己の言動をジャスティファイしようとも、所詮それは権力と妥協する本質を陰蔽しきるものではない。

四月三日と六日の論説「前程遠にあらず」は、どう弁解しようとも、党幹部の妥協的本質をはつきり示している。現在の政府について「公平に之を論ずれば庄倒の政府とは謂ふ可からず、腐敗の政府とは云う可からず、均しく改正の路に在て在野の改正家に比して稍々其の緩急を異にするのみ」。明治政府を「庄制の政府」と規定した最初の公式文書は、板垣と後藤が署名した明治七年の民撰議院設立建白書であつた。「現在の政府」が、よしんば十四年の国会開設詔勅を出した以後のことをさすとしても、それなら何の故に結党直後の自由党はあえて明治政府を専制政府と規定したのか?? 政府の施策の上では何等かわり方がみえないとすれば、党幹部の意識にのみ「変つた」と映じているにすぎない。それは政府権力の本質が変化したのではなくて、党幹部の政治的立場がいちぢるしく変つたことを意味する。だからこそ、「自由新聞」は、前につづけて、「今日在野の改正家に於て尤も道徳

節義を重んぜざる可からず、是れ只政府を動かすべし」と自己の陣営内部に対してあつかましくも要求するのである。「今日の政党」は、「明治二十三年国会ついに開くるの日に至れば、直に其主義を事物に適施し、以て政を為して今日の政府の諸公と其の得失を較する事を期す」ための「準備」をしなければならぬ。そのためには「頭肥尾瘠の壮」ではなくて、「道德節義を重んじ」、「租税を納め」、「国家を維持するの元氣」を養成することが急務である、という。では、「道德節義を重んじずるとは、どういふことなのか。党組織についていえば、四月二十五〜七日の論説「政党の働きは一定の規律を要す」がその答を一応出している。その結論は「党派の一部分を以て個々の働きを為すが如きは徒らに其党の力を損滅して到底自から敗を取るの道なり」といい、だから「政党の働きを失わざらしめんとすれば、全党の力を挙げて其機軸を掌る人に委するに在る」という。党議に不満があつて「敢て之を遵守せざるのみならず往々其政党に対するの忠実心を失ひ、殆んど局外人の如きの感覚を以て自党を見る」ようなことであれば「其党務を整頓し、党人の利益を図ること能はず」と。この理論は、抽象的にはまさにその通りである。だが、これを当年の党内情勢の反映として特殊歴史的状況の中でとらえるとき、抽象的正しきで説得しようとする党幹部会の政治的立場にぶつかるであろう。すでにわたしは、当年の党情勢がもろの分裂を来していたことを述べた。そこから判断するとき、この論理は、明らかに急進主義的諸傾向と実践に対する批判として打出されたことを知ることができよう。

こうして、党中央は、機関紙自由新聞を通して、党人たちに正統派幹部の基本方針をうったえ、党合法主義の宣伝にやつきとなつたのである。

三月党大会

こういう状況のなかで、党は三月の春季定期大会を迎えた。それだけに合法主義的党幹部のかかえた問題はきわめて深刻なものであ。

十六年十一月の臨時大会以後、半ば党務を放棄した形で土佐に引きこもった板垣は、三月党大会のために、三月十日片岡健吉、安岡道太郎を帯同して入京する。

さて、大会は十七年三月十三日午後一時から浅草井生村様で開会された。会する者六十一名。その内訳は、茨城県十、群馬県九、千葉県四、神奈川県六、埼玉県八、東京府五、新潟県四、福島県四、岩手県二、岡山県二、栃木、宮城、福井、長野、高知、福島、福岡がそれぞれ一名。この出席状況は、まさに在地党の活動を示唆している。とりわけ、関東諸県の自由党からは、例えば埼玉県秩父郡の困民党はえぬきの自由党員高岸善吉というような、没落にひんする農民的党員がはじめて顔を出し活潑な討議を期待しながら会議を見守っている。

ところで、この大会では三つの諸派がいくくんできた。板垣を中心とする最右翼、それによりそうな星植木派、大井を中心とする革命的民主主義派がそれであり、先年十一月の臨時大会には出席していた栃木の鯉沼九八郎らのテロリスト・グループからは福島の杉浦吉副以外はもう党大会をボイコットする方針をとっていた。これらの諸派を一堂に集めた大会は、議長に片岡健吉をおすという土佐派および星一派のまきかえし戦術で開始された。この大会を最も特徴づけるものは、十六年四月の党大会で党勢拡大のために設けられた地方党代表からなる常議員制度を廃止し、改めて総理の専断決行権をきめたことである。「党勢を振作」し「活潑の運動を為す」といううたい文句で定められた総理板垣への「中央集権」^④化は、党規をみだす急進諸派を抑圧するためのねらいから出ていた。しかも常議員を総理の監督と選任による常備員若干名をおくという体制にきりかえたとき、それは

必死に自由民権の本来の姿をつらぬこうとして努力する地方党わけでも関東自由党の発言権と優位性とを、決定的に剝奪することを意図していた。土佐派のねらいは、さしたる波らんもなく実現された。それは、急進派の要求を形式的には満足させる他の政策がからまつていたためにもよる。他の政策とは、文武館のちの有一館設立計画がそれである。文武館——急進派の一部のものにとつては、政治意識と武術をねる革命の本拠として受取られたことは事実である。そしてこの文武館と総理専断決行権とが結び合つて、革命的党への脱皮として受止められたふしも多分にある。

だが土佐派や星・植木派の合法主義者たちのねらいは、全く別のところにあつた。伊藤痴遊は、その間の事情をこうのべている——文武館は「表面は文武の二道を青年に授ける」というが、実際は「地方黨員の激昂」や血気に任せて無謀の企てをする」青年黨員を「取締」ることを目的としていた、と。これほど適格に文武館の意味づけをしたものは、他にはみいだせない。それはまさに卓見であつた。この文武館——有一館が成立後やつたことといえば、内藤魯一の福島テロリスト・グループの抑圧であり、板垣のいう「文」を治めれば「武」の必要はなくなることを自覚するであろうといった線にそう努力が払われている。急進派のなかには、大井その他ほんの一部の党中央幹部をのぞいて、妥協主義的幹部のたくみなは戦術を見破れるだけの政治性は、まだこの大会の時点ではもち合わせていなかった。

こうして、三月党大会は、板垣と星との妥協をより一層深めつつ、さきに引用した「自由新聞」論説の示す方向を歩むためのカンパニアに終つた。そして、同時に、この妥協はあの十月二十九日の解党につらなる土佐派主導権の確立に役立てられた。もともと、急進派を抑圧せねばならないと考え、それに専念しようとするかぎり、

星と板垣とのより深い妥協は必然ですらあった、といわねばなるまい。

この党の合法主義が、たたかう組織としての方向をもたず、もっぱら政権と妥協するという線のうえで打出されたとき自由党の危機は、自由民権革命そのものの危機であった。

註① 拙稿「飯田事件」（お茶の水書房刊『自由民権運動』所項）参照

② 『興業意見書』（明治前期財政経済史料集成第十八卷三七頁）

③ 日本立憲政党新聞（十七年二月三日）

④ 『明治前期財政経済史料集成』

⑤ 下山三郎氏稿「明治十年代の土地所有関係について」（歴史学研究一七六号）参照

⑥ 『新聞集成明治編年史』第五卷

⑦ 『新聞集成明治編年史』第五卷一三九頁

⑧ 東京日々新聞（十五年十二月四日）、朝野新聞（十二月十六日）。

⑨ 朝野新聞（十六年一月十六日）

⑩ 郵便報知（十六年一月十六日）、朝野新聞（十六年一月二十日）

⑪ 東京日々（十六年一月二十五日）

⑫ 郵便報知（十七年三月二十六日）

⑬⑭ 土屋・小野『明治初年農民騒擾録』一八一—二九頁、朝野新聞（十七年八月二十日）

⑮ 朝野新聞（十八年八月二十日）

①⑥ 『自民黨員名簿』

①⑦ 朝野新聞（十七年四月八日）

①⑧ 原口清「静岡事件の社会的背景」、朝野新聞（十七年九月十四日）、

②② 『岩倉公実記』 下巻九四四頁以下

②① レーニン全集 第八巻

②② 東京日々は次のように書いている、——「板垣退助君は後藤家次郎君と共に六日を以て歌洲より帰朝せられたるが、当時君にはひそかに自由党を解散するの意あり」と、（十七年一月七日）

②③ 『自由党史』第三冊（青木文庫）六六八頁、

②④ 右同書 六五五頁

②⑤ 下山三郎稿「民権運動について」（『日本歴史講座』第五巻所収）参照

②⑥ 植木枝盛『一局議院論』（明治文化全集政治編）参照

②⑦ 関口元老院議員『巡察報告書』

②⑧ この入党者は、ほとんど元結職人と貧農層である。くわしくはわたくしの「明治十七年の激化諸事件」（『民権運動期の研究』有斐閣近刊）参照。

②⑨ 自由新聞（十七年二月二十七日）、

③⑩ 『自由党の政略及内情』

③⑪ 『自由党史』第三冊、六九九―七〇〇頁、

③⑫ 伊藤痴遊『星亨』

③⑬ 長谷川昇「明治十七年の自由党」（歴史評論 六一号）参照

③⑭ 『自由党史』第三冊、七一四―七一六頁、板垣の開会祝詞参照

自由党の危機（後藤）

本稿は、「明治十七年の激化諸事件」（『民権運動期の研究』有斐閣近刊）の見通しのために書かれたものである。下山三郎氏の卓見にいろいろ御教示を受けたことを附記して感謝の意を表したい。

なお本文の不十分な点をここで一応補足しておこう。それは革命的民主主義派についてである。わたしは、この規定について、土地革命を目ざしていたという点を基底にすえた。そこでこの段階における土地所有関係の規定が当然問題になる。わたしは当年の土地所有諸関係の支配の様式は、まだ寄生地主・小作関係ではなく、農民的土地所有と国家的土地所有との対抗関係として理解する。地租改正によつて私的所有は一応確認されはしたけれども、その所有は、貢租徴収権||上級所有権によつて大きく實質的に制約され、とりわけ法定地価がつきまといつておるかぎりにおいて、それは近代的土地所有とは内容的に異質なものである。だが、その後の商品経済の進展に伴つて寄生地主的土地所有が前進し、国家権力が、貢租をふくむ小作料の収奪を寄生地主に保証するとき、寄生地主的土地所有と上級所有権は妥協||抱合しつ、後者は前者にその地位を譲りつつあるとみることができるところ。そこで十六、七年の所有諸関係は、こうした関係の進展||過渡的段階であると考えられる。したがつて、困民党・小作党の闘いは、そういう性格に対応する土地革命とみてよからう。だから古典的なブルジョア革命における土地問題と十六、七年の日本のそれとの間には現象的にはきわめて異つた様相をおびてはいるが、内容的には、土地革命そのものとわたしは考えている。